

令和3年度 第1回門真市社会教育委員会議 議事録

会議名称	令和3年度第1回門真市社会教育委員会議
開催日時	令和4年3月23日(水)午後4時00分～午後4時50分
開催場所	門真市役所別館3階 第3会議室
出席者	(委員) 萩原委員・横山委員・木下委員・山領委員・白土委員・古川委員 (事務局) 水野部長・山次長・隈元課長・森井課長補佐・寺西課長補佐・ 西口主任・藤井副参事・小升係員
議題	1. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 2. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 3. その他

【事務局】

それでは定刻となりましたので、令和3年度第1回門真市社会教育委員会議を開催いたします。開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

次に、「配席図」でございます。

次に、「門真市社会教育委員名簿」でございます。

次に、資料1「関連法令抜粋」

次に、資料2「令和3年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」

次に、資料3「社会教育関係団体の登録に関する要綱」

次に、資料4「令和3年度 門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」

次に、資料5「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」

最後に資料6「諸報告」

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください

次に、本日まで出席いただいている委員のみなさまを名簿順にご紹介いたします。

資料のうち委員名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学教授の はぎはら まさや 萩原 雅也 委員でございます。

大阪国際大学准教授の よこやま まこと 横山 誠 委員でございます。

大阪大谷大学教授の きのした 木下 みゆき 委員でございます。

大阪府立門真西高等学校校長の山領^{やまりょう}正徳^{まさのり}委員でございます。

門真市人権擁護委員の白土^{しらつち}清治^{きよはる}委員でございます。

元門真市立中学校スクールカウンセラーの古川^{ふるかわ}秀明^{ひであき}委員でございます。

皆様、本日はよろしくお願ひいたします

なお、寺西^{てらにし}照之^{てるゆき}委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。

次に事務局の出席者を紹介いたします。

こちらに座っておりますのが事務局の職員でございます。

よろしくお願ひいたします。

門真市社会教育委員会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員7人中、6名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

また、同要領におきまして、本会議は公開するとしておりますが、門真市情報公開条例第6条の各号に掲げる不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっておりますこと申し添えます。

それでは、以降の進行について、萩原議長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【萩原議長】

それでは、案件1 社会教育関係団体への補助金等の交付について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件1「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたします。

資料1「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

また、本来、憲法第89条において、「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア～クの事業のとおり示されております。

資料2「令和4年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」をご覧ください。資料に掲げる

社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、ア～クの事業のいずれかに該当することから、憲法第 89 条にも抵触しないものと認識しております。

以上を踏まえ、社会教育法第 13 条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない」との規定に基づき、委員のみなさまにご意見をお伺いいたします。

なお、社会教育関係団体への補助金交付については、次の案件である「門真市社会教育関係団体の登録」の有無にはかかわりません。先ほどご説明申し上げました、社会教育法第 12 条や憲法第 89 条など、法的な観点から見て、これらの規定に抵触していないかどうか確認し、あくまで主として社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付いたします。

それでは、あらためて資料 2 をご覧ください。

令和 4 年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市 P T A 協議会の「研究発表大会事業」・「生活指導委員会講演会事業」・「文化交流委員会事業」に対し、門真市 P T A 協議会補助金として、20 万円予算計上しております。

門真市青少年育成協議会連合会の「青少年の健全育成を目的に実施する青少年非行防止市民決起大会事業」・「青少年の健全育成に寄与することを目的とする事業」に対し、門真市青少年育成協議会連合会補助金として、10 万円予算計上しております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に関する事業」・「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」・「青少年の健全育成にかかる研修及び啓発活動に関する事業」・「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、30 万円予算計上しております。

門真市子ども会育成連合会の「各種スポーツ大会事業」・「ジュニアリーダー養成事業」・「文化芸術啓発事業」・「研修会事業」・「大阪府子ども会育成連合会及び北河内ブロック子ども会育成連合会に対する負担金」に対し、門真市子ども会育成連合会補助金として、20 万円予算計上しております。

門真市スポーツ少年団の「門真市スポーツ少年大会事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助金として、10 万円予算計上しております。

同じく門真市スポーツ少年団の「講習会事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部補助金として 5 万円予算計上しております。

門真市体育協会の「研修会事業」に対し、門真市体育協会補助金として、2 万円予算計上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として 12 校区合計で 186 万 8 千円予算計上しております。なお令和 4 年度より補助率を、『算式により算出した額※1,000 円未満の端数切捨て』から、『校区内の世帯数に応じそれぞれ定める額』に変更することとなりました。これまでの補助金額算定につきましては、毎年 4 月 1 日を基準日として校

区の世帯数を市の総世帯数で割ることを基に算出しておりましたが、この方法では、総世帯数が増加し、校区の世帯数も増加していれば補助金額も増加となりますが、校区の世帯数に変動がなく、総世帯数のみ増加していれば補助金額が減少することになります。逆に、総世帯数が減少した場合は、補助金額が増加する可能性もあり、補助金額が世帯数の増減と比例しない校区の発生が予想されます。近年、市の世帯数が増加傾向になっていることもあり、この算出方法では校区により不公平感が出てくることが懸念されたため、単純に校区内の世帯数に比例した方法で補助金額を算出することにより、昨年度までと多少補助金額の増減が発生する校区もありますが、将来的には不公平感を払拭できるものと考え、算定方法を変更いたしました。

最後に、門真市文化協会の「文化芸術事業」に対し、門真市文化協会補助金として、15万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に要する経費となっておりますが、総会や懇親会、役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。

また、交付の上限額については予算の範囲内となっております。以上でございます。

【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件1「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、ご質問やご意見はございますか。

【横山委員】

一点質問させていただきます。8番の門真市校区体育祭事業についてなんですが、算出方法については理解いたしました。ただ、これは校区内の方限定のイベントなのか、門真市全域から参加できるイベントなのか、その辺によっても算出の根拠も含めて変わってくるのかなと思うのですが、この事業の対象者の枠組みをもしご存じでしたら教えてください。

【事務局】

対象は校区内の方限定となります。

【横山委員】

分かりました。

【古川委員】

2番の「門真市青少年育成協議会連合会」補助対象事業の2「青少年の健全育成に寄与することを目的とする事業」、これの具体的な内容と昨年度の実績、それともう一つ、9番の「門真市文化協会」、これも、具体的な内容と昨年度の実績を教えてください。というのも、この2つは門真市の子どもたちの育成に非常に、ベースになる力になるのではないかと思いますので、お教えいただければとありがたいと思います。

【事務局】

まず、2番「門真市青少年育成協議会連合会」につきましては、どちらかというと1番の「決起大会」に関する事業が主となっております。令和3年度につきましては決起大会が中止となっておりますので、今年度は補助金の申請が無い状況でございました。

続いて「門真市文化協会」につきましては、文化協会様が創立50周年事業のイベントを企画されているようで、それに対する準備をしているというところでございます。

それと、多岐にわたり教室を開催されているという話を確認しております。

【古川委員】

教室というのは具体的にどのようなものですか。

【事務局】

絵画、書道など、美術系や服飾系、工芸、郷土史の研究などがございます。写生大会や踊りの大会、さまざまな発表会をされております。

【古川委員】

踊りなどは非常にエネルギーになると思いますので頑張ってくださいと思います。

「青少年の健全育成に寄与することを目的とする事業」、これは具体的な計画などは出ているのでしょうか。

【事務局】

具体的な計画については聞き及んでおりません。

【木下副議長】

一点参考として教えてください。今、2番「門真市青少年育成協議会連合会」の決起大会については令和3年度中止のため補助金の申請は無かったというご報告いただきました。コロナ禍で予定されていたことができなかつたりということもあると思いますが、これらの団体の中で、このようなコロナの状況であってもどうにか工夫なさって、予算をお使いになったということはそれだけ活動なさったということですので、大まかなもので結構ですので、こんな状況の中であっても何かいろいろ工夫なさって活動し、上限額に近い補助金の申請をされた団体がありましたら教えてください。

【事務局】

まず「門真市PTA協議会」については、1番は実施されておりますが2番・3番は中止ということ。次に「門真市青少年育成協議会連合会」については、中止となっております。次に「各

小学校区青少年育成協議会」については、一校区から実績報告書の提出がありまして、清掃活動を当初9月に予定されていましたがコロナの関係で中止となりましたが、3月に実施されることになったとのことです。講演会は残念ながら中止となりましたが、育成協議会だよりという校区内の啓発事業はされておりました。次に「門真市スポーツ少年団」については、野球大会と剣道大会は実施したというように確認しております。次に「門真市スポーツ少年団本部」講習会事業、「門真市体育協会」研修会事業、「門真市校区体育祭実行委員会」体育祭事業については中止ということです。次に「門真市文化協会」については、50周年事業の準備を行ったと確認しております。

最後に「門真市子ども会育成連合会」については、「文化芸術啓発事業」として子どもたちから川柳を募集しまして川柳大会を実施し冊子を作成されたと聞いております。また「大阪府子ども会育成連合会及び北河内ブロック子ども会育成連合会に対する負担金」については今年度も請求がありましたので例年通り支出されております。

【萩原議長】

今委員から頂いた質問に関連してなのですが、一番右端が令和3年度の予算額ですよね。実際の執行額は今の段階で分かるのでしょうか。これから報告がある形ですか。

【事務局】

おっしゃる通り、まだ報告は出てきておらずこれから出てまいります。

【萩原議長】

中止になったところは当然執行が無いので、それは返金になるのですか。

【事務局】

未執行額につきましては、返金していただくこととなりますが、既に中止が決まっていたということで元々交付申請を出されていない団体様もございます。

【萩原議長】

未交付のところもあればこれから精算という団体もあると。右端はあくまで令和3年度の予算額であり、実際の活動状況によっては執行されていない場合もあるということですね。

他はいかがでしょうか。それでは、特にご意見がないようでしたら、この交付については異議なしということにさせていただきたいと思います。

それでは、案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」についてご説明いたします。

資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」をお手元にお出してください。

本制度は、学習や文化、スポーツ、ボランティア活動など、自主的、自律的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し支援する基盤の整備をすること、そしてそれらをとoshi市全体の生涯学習の発展・振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料3「要綱」第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」という、社会教育関係団体の定義に当てはまる団体であっても、要件を満たさないなどの理由により登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、門真市と登録団体相互の情報発信・情報共有の促進、今後の連携に繋げるためのネットワーク作りや、施設利用料の減免などの活動支援などがございますので、本制度をとoshした社会教育の振興のため、要件は満たしているものの登録されていない団体への声掛けや、ホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図ってまいります。

団体登録にあたりましては、資料3「要綱」第3条に定めておりますとおり、申請書に加え、団体の規約又は会則、役員・会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいたうえで、社会教育委員会議に諮り登録を認定されることが必要であり、現在門真市社会教育関係団体として登録されている団体は、資料4でお示ししております26団体でございます。

登録の有効期間は登録証の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

この度、令和4年3月31日をもって登録有効期限を迎える団体は8件あり、8件全ての団体から更新の申請がありました。当該団体については資料5でお示ししております。

つきましては、「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第2条に規定されている登録の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

資料5をお手元にお出してください。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず「門真市PTA協議会」、次に「門真市文化協会」、次に「門真ボーイスカウト協議会」、次に「門真市子ども会育成連合会」、次に「門真市スポーツ少年団本部」、次に「門真市体育協会」、次に「門真市ソフトバレーボール連盟」、最後に「門真市青少年指導員運営協議会」の計8団体でございます。

それぞれ団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、全ての団体が登録要件を満たしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてよろしいか、ご意見をいただけたらと思います。

【萩原議長】

ありがとうございました。ただ今、案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局より説明していただきましたが、ご意見やご質問はございますか。

【木下副議長】

「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」第2条の3の要件で、『団体の構成員が30人以上であること。』とありますが、これは会員数とは異なりますか。1番の門真市PTA協議会が26名とのことですので。

【事務局】

申し訳ございません、そちらは役員等の人数であり、本来はこれよりも多くなります。訂正いたします。

【萩原議長】

訂正お願いいたします。

【横山委員】

基本的な確認なのですが、会員数について、5番や7番の団体は、千人を超えるような会員数となっていますが、ここでいう会員の方々は、ご自身が会員ということを確認されているような会員なのか、たとえば、「体育協会」であればスポーツ団体の加盟もあってそこに属している方々が勝手に会員としてカウントされているのか、その辺はいかがでしょうか。

【事務局】

まず5番の門真市子ども会育成連合会は、年度当初に加入申込をされておりますので、そのご認識はされているものと考えます。7番の体育協会につきましては、協会の方に所属しております各連盟様の方からの申請に基づいた人数であげさせていただいております。各会員様におきましては、その連盟様の方に会費を払っておられまして、その会費の中に、体育協会への登録料も含まれております。また、説明の方は各協会の会長様の方からさせていただいております。

【萩原議長】

会費を支払っているということで本人も会員であると自覚されているということですね。他はいかがでしょうか。

【山領委員】

学校での教育活動に関しましては、部活動などの対外的な都道府県を超える活動については教育庁の

指示により実施できない状況でしたが。まん延止等重点措置が解除されることによってそれも緩和されました。しかしながら、現在も基本的には感染予防対策を継続しなければならない状況です。ここにあげられている各団体様に対しても、何らかのコロナ関係の感染拡大防止のためのご指導や依頼は一定必要ではないかと思うのですが、どこかでそういうような連絡や依頼などをされているのか、それとも団体任せであるのか、どのような状況でしょうか。

【事務局】

「門真市青少年指導員運営協議会」につきましては、大阪府の方から各市町村に通知が来ておりまして、その中で、活動するにあたっての留意事項などを記載した通知文がありますので、それは、毎月の定例会議で周知を図っております。

【山領委員】

そうすると、連絡が徹底していれば、まん延防止が出ている期間の活動の制限等についてどの団体にも周知されていると考えてもよろしいのでしょうか。

【事務局】

各団体が利用される市内施設では、施設ごとにガイドラインが出ており、利用にあたっての留意事項、いろいろ制約がありまして、それは各団体徹底されておりますので、一定お示しはできているものと考えております。

【萩原議長】

他にご意見はありますか。

【木下副議長】

今回社会教育関係団体への新規の登録は無しのことですが、門真市としては、新規登録を促そうという考えなのか、それとも今が適切な団体数とのお考えなのか、市としての方向性をお聞かせいただければと思います。

【事務局】

先ほど説明させていただきました登録のメリットとして、情報共有・情報発信ということをしておりますので、今後連携されるパートナーづくりなどが必要と考えております。実際にあたっては、施設の利用料の減免というところが皆様にとっては一番大きなメリットというところなのか。施設利用料が3割減免になるということをホームページなどで広く広報していきたいと考えております。

また、メリットの情報の共有・連携という点では、「活動が困難になってきている」と思われている団体様がおられた場合は、団体様同士が繋がっていただくとかそういったことも考えられますの

で、一概に増えていくという傾向よりかは、この人口減少社会にに伴いつつ、コミュニティ、つながりを増やしつつといった動きが増えていくのかなと、そういうようには考えております。

【萩原議長】

今各委員から頂いた意見等に付随して、私の方から数点質問というか意見を申し上げておきたいと思います。まず一つ目は、PTAの会員数ですが、かつては保護者であれば自動的に会員になるという時代があって、その時は特に問題はなかったですが、今はやはりPTAに入らないという選択もできる時代になっていますので、この会員数については厳密に調査をしておいた方が良いのかなと思います。単位PTAごとに、今年は何人会員がいるのか把握する必要があるのかと思います。どうでしょうか。

【事務局】

その点については、PTA様の方でも加入同意書の提出の徹底などの取組みを考えられておられるようで、確認しましたところ、令和4年度には全校で取り組むことを目指しておられるとのことでした。したがってそれができましたら再度報告していただいて、最新の情報にさせていただこうと考えております。

【萩原議長】

それで良いかと思います。そして二つ目は、先ほどコロナ関係でご質問がありましたが、情報提供というのは、やはり積極的に発信していくべきであろうと考えます。一つ目の補助金の交付に関する案件のところでもありましたが、コロナで活動に制限がかかっている中で、ぜひ事務局の方から、「国からの通知があつてこのようにしてほしい」といった情報発信が必要でしょうし、あるいはこのような状況の中でもやっておられる校区の情報をですね、こういうふうにやっておられるとか、そういったことをぜひ届けていただきたいと思います。ホームページに掲載するとかでも良いと思います。それがやはり登録することのメリットになってくるかと思いますので、登録されている団体には、ぜひいろいろな情報発信をしていただければと思います。今年はコロナの状況が収まりつつあるのですけれども、またどうなるかわかりませんし、その中で、工夫されているような事例紹介、あるいは、国とかからの通知でこういうふうにやってほしいとか、あるいは他の市町村ではこのように活動されているといった情報があればぜひ積極的に提供いただきたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

【横山委員】

一点確認ですが、1番の門真市PTA協議会、31番・32番の各学校のPTAでありますとか、青少年育成協議会とかいろいろあると思うのですが、組織として、情報の共有とか団体様同士の繋がりはあるのでしょうか。

【事務局】

P T Aで申しますと、門真市P T A協議会と各学校の単位P T Aは別組織であり上下関係というよりは並列関係であり、P T A協議会様は単位P T Aに対し「これは絶対こうしてください」などと指示する存在ではなく、単位P T Aが活動しやすいように支えるといった存在です。

【横山委員】

「ああしてほしい」などと指示する力関係ではなしに、ネットワークとして、たとえば、門真市P T A協議会様に何か通達がいけば各学校P T Aに情報が流れていくというようなイメージではないということでしょうか。各団体独立した組織であるということによろしいでしょうか。

【事務局】

独立した組織でございますが、協議会様と単位P T A様は毎月会長会というものを実施されておりますので、その際にこちらからお渡しした情報を協議会様に発信していただくということは可能です。

【萩原議長】

他にご意見、ご質問ないようでしたら、異議なしということで登録の決定の手続きを進めていただくということで、よろしく願いいたします。

では、案件2は以上とさせていただきます。

それでは次に、事務局より報告がございますので、お願いいたします。

【事務局】

事務局より2点ご報告いたします。

昨年度から、本市の社会教育施設は教育委員会から市長の所管となっており、社会教育委員会議の所管外ではありますものの、これまで各般にわたりご意見を頂いておりましたので、各施設の状況について、ご報告いたします。

まず、「門真市立総合体育館」についてでございます。資料6「諸報告」をご覧ください。当該施設につきましては、現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了することから、今年度改めて令和4年4月1日から令和9年3月31日までを指定期間とする当該施設の指定管理者を公募いたしました。選定委員会による審査の結果、指定管理者として、代表団体を「コナミスポーツ株式会社」、構成団体を「近鉄ファシリティーズ株式会社」及び「ヒューマンプランニング株式会社」とする、「門真市健幸づくりパートナーズ」が選定されましたので、ご報告いたします。

次に、「(仮称)門真市立生涯学習複合施設基本設計等業務委託事業者」についてでございます。同じく資料6をご覧ください。生涯学習複合施設の整備にあたりましては、昨年度、生涯学習複合施設の指定管理業務や設計支援業務、開館準備業務、現図書館の指定管理業務等を併せて行っていただく事業者を公募し、選定委員会において、「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社」が

選定されたところでございますが、今年度は、基本設計業務、設計モニタリング業務及び工事監理業務を併せて行っていただく事業者を公募いたしましたところ、選定委員会において、「株式会社遠藤克彦建築研究所」が選定されましたので、ご報告いたします。

令和4年度は、基本設計業務受注者である「株式会社遠藤克彦建築研究所」と、運営予定者であり運営ノウハウを有しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が連携しながら基本設計業務を進め、基本設計業務終了後は、実施設計・施工事業者選定に取り組んでまいります。

以上でございます。

【萩原議長】

ありがとうございました。事務局より「総合体育館」「生涯学習複合施設整備」の件でご報告いただきましたが、ご意見やご質問はございますか。

基本的にこの体育館の指定管理者については大きく変わらなかったということよろしいですか。

【事務局】

基本的には代表企業が「コナミスポーツ株式会社」ですので変わらないのですが、一番下の「ヒューマンプランニング株式会社」というところが新たに加わっております。提案としましては、今まで活用されにくかった小さな部屋とか会議室とかを活用し、社会教育の活動や文化的な活動をしようというものがされました。その点だけが異なるだけで、「コナミスポーツ株式会社」と「近鉄ファシリティーズ株式会社」は今までどおり入っていただくことになっておりますので、大きく変わるものではないかと存じます。

【萩原議長】

今後新しい展開もあり得るということですね。

【木下副議長】

体育館の指定管理期間は3年でしょうか、5年でしょうか。

【事務局】

5年でございます。

【萩原議長】

生涯学習複合施設については、方形のかなりユニークな建物になるのではないかと期待しております。実際これから設計を進めていくのだと思います。

それでは他にご質問ないようでしたら、それではこれもちまして、令和3年度第1回門真市社会教育委員会議を閉会いたします。